

議案第 86 号

大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について  
大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 9 月 7 日提出

大田原市長 津久井 富雄

## 大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例

第1条 大田原市都市計画税条例（昭和38年条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第14項中「附則第5項から第9項まで」を「附則第6項から第10項まで」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項を附則第14項とし、附則第12項を附則第13項とする。

附則第11項中「附則第5項及び第7項」を「附則第6項及び第8項」に、「附則第5項及び第8項」を「附則第6項及び第9項」に、「附則第6項、第8項及び第9項」を「附則第7項、第9項及び第10項」に、「附則第8項から第10項まで」を「附則第9項から第11項まで」に、「附則第10項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項を附則第7項とし、附則第5項を附則第6項とし、附則第4項を附則第5項とし、附則第3項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第47項の条例で定める割合）

4 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

第2条 大田原市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第13項中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第63条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第63条」を加える。

### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の大田原市都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。